

令和3年10月1日

関係各位

公益財団法人日本パラスポーツ協会  
会長 鳥原光憲

### 名称変更について(お知らせ)

平素より当協会の運営につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。  
さて、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、理事会、評議員会の承認を得て令和3年10月1日付をもちまして、以下の通り名称変更させていただきますので、お知らせいたします。  
皆さまにおかれましては、引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 1 名称

(新名称)「公益財団法人日本パラスポーツ協会」(英語名称「Japanese Para Sports Association」)  
(旧名称)「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」(英語名称「Japanese Para-Sports Association」)

#### 2 変更の主な理由

- (1)2013年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の招致決定以来、障がい者スポーツの機運が急上昇し国民の関心が高まってきている。また、東京2020大会後のレガシーとして、今後、国民の障がい者スポーツへの理解や関心、認知度をさらに高めることや、障がい当事者のスポーツへの触れあいを増やし競技への参加意欲を高めることがこれまで以上に重要となってきている。  
当協会がこれらの取り組みを今後さらに円滑に推進していくためにも、協会名称は国民や関係者により親しみやすく、わかりやすい名称にしたほうが良いこと。
- (2)最近のテレビや新聞報道等では、障がい者スポーツに関するニュース等は「パラスポーツ」という名称が多用化されてきており、一部の自治体では「障がい者スポーツ」の名称を日常的に「パラスポーツ」の名称を使っているところも出てきている。  
このような状況を見ると、「パラスポーツ」という名称は、もはや社会的に日常化してきており国民の間にもかなり浸透してきていること。
- (3)最近の障がい者スポーツの中には、健常者も入れてプレイする競技も増えはじめ、障がい者スポーツがいまや障がい者だけでやるスポーツではなくなっており、これからはパラスポーツとして健常者も一緒になって進めていくことが共生社会実現に向けて望ましいこと。(例、車いすバスケットボール、シッティングバレーボール、ブラインドサッカー、ユニファイドスポーツ等)

#### 3 その他

- (1)協会の名称を「パラスポーツ」に変更したとしても、協会が対象とするスポーツの範囲は、従来担ってきた範囲を変更するものではなく、デフスポーツやスペシャルオリンピックスのスポーツなども含め、すべての障がい者のスポーツを対象として普及や強化活動等を行います。
- (2)協会名称変更に伴い、協会これまで使用している「障がい者スポーツ」は基本的に「パラスポーツ」と呼称していきます。なお、資格制度などの名称変更については今後、関係者の了解を得たうえで変更していく予定です。